



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 30 日 (金)
号外第 40 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (28) (子ども発達支援課) 5
	鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (29) (〃) 9
	鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正 する規則 (30) (〃) 11
	保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (31) (健康政策課) 20
	鳥取県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則 (32) (〃) 21
	医療法施行細則の一部を改正する規則 (33) (医療政策課) 23
	鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則 の一部を改正する規則 (34) (医療指導課) 28
	毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 (35) (〃) 31

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法の一部が改正され、新たな障害児通所支援として居宅訪問型児童発達支援が創設されたこと等に
伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者の指定に係る申請書の様式を定める。
- (2) 指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者が、特定障害児通所支援の量の増加又は入
所定員の増加を申請する際の申請書の様式を定める。
- (3) 指定障害児通所支援事業の廃止又は休止の届出書及び指定障害児入所施設の指定の辞退の届出書に、現
に支援を受けている者に係る事項を記載した一覧表を添付することとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 学校教育法等の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新た
な学校の種類として規定されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターに配置すべき看護職員の人数を定める。
- (2) 児童の遊びを指導する者等となるべき者の資格について、義務教育学校の教諭となる資格を有する者で
あることを加える。
- (3) 施行期日は、公布日とする(2)に関する事項を除き、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の
改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 訪問支援員は事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な人数とすること、従業者に身分を証する書
類を携行させること等の居宅訪問型児童発達支援の従業者、運営等に関する基準を定める。
- (2) 児童発達支援センターであるものを除き、児童発達支援事業所に配置する児童指導員、保育士及び障害
福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士とすることとする。
- (3) 児童発達支援事業者がサービスの質の評価及び改善を行わなければならない事項を定める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

肝炎ウイルス検査及び風しん抗体価検査の受診を促進するため、当該検査に係る手数料の免除期間を延長す
る。

2 規則の概要

- (1) 保健所における肝炎ウイルス検査及び風しん抗体価検査に係る手数料を免除する期間の終期を平成31年3月31日（現行 平成30年3月31日）とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県立精神保健福祉センター管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) デイ・ケア通所事業を今後実施しないこととしたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 診療並びに診断書及び証明書の交付に係る使用料及び手数料の減免について見直す。

2 規則の概要

- (1) デイ・ケア通所事業に係る規定を削る。
- (2) 診療並びに診断書及び証明書の交付に係る使用料及び手数料の減免を行わないこととする。
- (3) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇医療法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

医療法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 病床数の算定において既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供した場合における当該介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数とする。
- (2) 特定介護療養型医療施設及び特定病院の看護師等の員数の特例の適用を受けるための届出について定める。
- (3) 病院の管理者が、医師の宿直の免除を申請する場合の申請書の様式を改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則について

1 規則の改正理由

管理薬局外兼務許可証等について、書換交付の手続を定める等の所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 管理薬局外兼務許可証等の交付を受けた者は、許可を受けた実務に従事する場所の一部においてその実務に従事することをやめたとき又は氏名等に変更を生じたときには、当該許可証の書換交付を受けなければならないこととし、その申請書の様式等を定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

毒物及び劇物取締法施行令の一部が改正され、実地指導員の指定を受けようとする者の資格に関する要件が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 特定毒物の取扱いを指導する実地指導員の指定申請書の様式を改める。

- (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

規 則

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第28号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定等の申請)</p> <p>第14条の2 省令第18条の27第1項及び第2項、第18条の28第1項及び第2項、第18条の29第1項及び第2項、<u>第18条の29の2第1項及び第2項</u>、第18条の30第1項及び第2項並びに第25条の21第1項及び第2項に規定する申請書は、障害児通所支援事業者・障害児入所施設指定（更新）申請書（様式第21号）によるものとする。</p> <p><u>2 省令第18条の34の2及び第25条の21の3の規定による指定の変更の申請は、指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設指定変更申請書（様式第21号の2）によるものとする。</u></p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第14条の3 省令第18条の35第1項又は<u>第25条の22第1項</u>の規定による届出は、指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設変更届出書（様式第22号）を提出してしなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定等の公示)</p> <p>第15条 法<u>第21条の5の25</u>又は第24条の18の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる指定等（以下この条において「指定等」という。）に係る指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法<u>第21条の5の20第4項</u>の規定による廃止の届出</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 法第21条の5の24第1項又は第24条の17の規</p>	<p>(指定等の申請)</p> <p>第14条の2 省令第18条の27第1項及び第2項、第18条の28第1項及び第2項、第18条の29第1項及び第2項、第18条の30第1項及び第2項並びに第25条の21第1項及び第2項に規定する申請書は、障害児通所支援事業者・障害児入所施設指定（更新）申請書（様式第21号）によるものとする。</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第14条の3 省令第18条の35第1項又は<u>第25条の22</u>の規定による届出は、指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設変更届出書（様式第22号）を提出してなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定等の公示)</p> <p>第15条 法<u>第21条の5の24</u>又は第24条の18の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる指定等（以下この条において「指定等」という。）に係る指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法<u>第21条の5の19第2項</u>の規定による廃止の届出</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 法第21条の5の23第1項又は第24条の17の規</p>

定による指定の取消し
(2)～(4) 略

様式第23号 (第14条の3関係)

指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書
年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

代表者

㊞

事業の廃止 (休止) をする (再開をしました) の
で、次のとおり届け出ます。

略
略
現に指定通所支援を受け ていた者に対する措置 (廃止・休止する場合の み)
略

注 略

添付書類

1 勤務体制・形態一覧表 (再開届出書において、当該事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合に限る。)

2 次に掲げる事項を記載した一覧表 (事業の廃止又は休止をする場合に限る。)

(1) 現に指定通所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無

(2) 前号の申出があった者に対し、必要な障害児通所支援を継続的に提供する他の指定障害児通所支援事業者の名称

様式第24号 (第14条の3関係)

指定障害児入所施設指定辞退届出書
年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

代表者

㊞

障害児入所施設の指定を辞退したいので、次の
とおり届け出ます。

定による指定の取消し
(2)～(4) 略

様式第23号 (第14条の3関係)

指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書
年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

代表者

㊞

事業の廃止 (休止) をする (再開をしました) の
で、次のとおり届け出ます。

略
略
現に指定 (通所・入所) 支援を受けていた者に対 する措置 (廃止・休止す る場合のみ)
略

注 略

添付書類 勤務体制・形態一覧表 (再開届出書において、当該事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合に限る。)

様式第24号 (第14条の3関係)

指定障害児入所施設指定辞退届出書
年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

代表者

㊞

障害児入所施設の指定を辞退したいので、次の
とおり届け出ます。

<p style="text-align: center;">略</p> <p>注 略</p> <p>添付書類 <u>次に掲げる事項を記載した一覧表</u></p> <p>(1) <u>現に障害児入所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無</u></p> <p>(2) <u>前号の申出があった者に対し、必要な障害児入所支援を継続的に提供する他の指定障害児入所施設等の名称</u></p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>注 略</p>
--	---

第2条 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第21号の次に次の1様式を加える。

様式第21号の2（第14条の2関係）

指定障害児通所支援事業者
指定変更申請書
指定障害児入所施設

年 月 日

職 氏 名 様

所在地

申請者 名 称
(設置者) 代表者

㊞

指定の変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所番号				
指定の変更を受けようとする事業所（施設）		フリガナ 名称		-----		
		所在地		(郵便番号 -) 県 郡・市		
申請者 (設置者)	フリガナ 名称		-----			
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 -) 県 郡・市			
	連絡先	電話番号	ファックス 番号			
	代表者の職・氏名		職名	フリガナ 氏名	生年 月日	
	代表者の住所		(郵便番号 -) 県 郡・市			
役員に関する事項		フリガナ 氏名	生年月日	住所		
利用定員						
利用者の推定数（指定 障害児入所施設に限						

る。)			
変更する事項		変更の内容	
1	指定障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。）の量の増加	(変更前)	(変更後)
2	指定障害児入所施設の入所定員の増加		
変更予定年月日		年 月 日	

注1 「変更する事項」の欄は、該当する番号に○を付けること。

2 記載欄が足りない場合は適宜様式を補正して、その全てを記載すること。

添付書類

- 1 勤務体制・形態一覧表
- 2 指定障害児通所支援事業者にあつては、各室の用途を明示した事業所の平面図及び設備の概要を記載した書面
- 3 指定障害児入所施設にあつては、建物の構造概要及び各室の用途を明示した平面図並びに設備の概要を記載した書面

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第29号

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第5（第7条関係）		別表第5（第7条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1 児童の遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 (1)～(3) 略 (4) 学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 (5) 略 2 略	職員の配置	1 児童の遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 (1)～(3) 略 (4) 学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 (5) 略 2 略
略		略	
別表第6（第8条関係）		別表第6（第8条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1～7 略 8 児童指導員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 (1)～(5) 略 (6) 学校教育法の規定による小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの (7) 略 9～11 略	職員の配置	1～7 略 8 児童指導員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 (1)～(5) 略 (6) 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの (7) 略 9～11 略
略		略	
別表第7（第9条関係）		別表第7（第9条関係）	
1 福祉型障害児入所施設		1 福祉型障害児入所施設	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1 主として知的障がいのある児童が入所する施設の職員は、次のとおりとすること。	職員の配置	1 主として知的障がいのある児童が入所する施設の職員は、次のとおりとすること。

(1)～(3) 略
(4) 主として自閉症児が入所する施設にあつては、 <u>看護職員</u> の数を入所者おおむね20人につき1人以上とすること。
2～8 略
略

2 略

別表第8（第10条関係）

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
職員の配置	1～4 略 5 主として重症心身障害児が通う施設の児童指導員、保育士、 <u>看護職員</u> 及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね利用者の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人を下回ることはいできない。 6～8 略
略	

2 略

別表第10（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	1～5 略 6 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 (1)～(5) 略 (6) 学校教育法の規定による小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教諭の職務に従事したもの 7～10 略
略	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第5、別表第6及び別表第10の改正規定については、公布の日から施行する。

(1)～(3) 略
(4) 主として自閉症児が入所する施設にあつては、 <u>看護師</u> の数を入所者おおむね20人につき1人以上とすること。
2～8 略
略

2 略

別表第8（第10条関係）

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
職員の配置	1～4 略 5 主として重症心身障害児が通う施設の児童指導員、保育士、 <u>看護師</u> 及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね利用者の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人を下回ることはいできない。 6～8 略
略	

2 略

別表第10（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	1～5 略 6 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者をもって充てること。 (1)～(5) 略 (6) 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教諭の職務に従事したもの 7～10 略
略	

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第30号

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例別表第1の1の表従業者の配置の項第1号</p> <p><u>(1)イ</u>の規則で定める者は、学校教育法（昭和22年法律第63号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに関する業務に従事したものとする。</p> <p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、<u>居宅訪問型児童発達支援</u>及び保育所等訪問支援並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）、<u>同条第12項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第13項</u>に規定する就労移行支援及び<u>同条第14項</u>に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3～6 略</p> <p>(指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(用語の意義等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例別表第1の3の表従業者の配置の項第1号</p> <p><u>(2)</u>の規則で定める者は、学校教育法（昭和22年法律第63号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに関する業務に従事したものとする。</p> <p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）、<u>同条第13項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第14項</u>に規定する就労移行支援及び<u>同条第15項</u>に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3～6 略</p> <p>(指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 障害児入所支援及び障害者総合支援法第5条第1</u></p>

2 略

別表第1（第3条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) <u>児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) <u>(1)に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>主として重症心身障害児が通う事業所は、(1)の規定にかかわらず、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び看護職員をそれぞれ1人以上置くこと。</u></p> <p>2 児童発達支援センターに配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

項に規定する施設障害福祉サービスを一体的に行う施設については、鳥取県障害者支援施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第72号）別表並びに鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第19号）別表第1及び別表第2に掲げる基準を満たしているときは、福祉型障害児入所施設に係る前項に定める基準を満たしているものとみなす。

3 略

別表第1（第3条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) <u>指導員及び保育士は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>主として重症心身障害児が通う事業所は、(1)の規定にかかわらず、児童指導員の資格を有する指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び看護師をそれぞれ1人以上置くこと。</u></p> <p>2 児童発達支援センターに配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

	<p>(7) 主として重症心身障害児が通う事業所には、<u>看護職員</u>を1人以上置くこと。</p> <p>(8) 機能訓練担当職員、言語聴覚士又は<u>看護職員</u>を配置する場合は、その数を(1)に掲げる従業者の人数に含めることができること。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>3～5 略</p>		<p>(7) 主として重症心身障害児が通う事業所には、<u>看護師</u>を1人以上置くこと。</p> <p>(8) 機能訓練担当職員、言語聴覚士又は<u>看護師</u>を配置する場合は、その数を(1)に掲げる従業者の人数に含めることができること。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>3～5 略</p>
略		略	
サービスの提供	<p>1～32 略</p> <p>33 障害児相談支援事業若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者等又はこれらの者の従業者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。</p> <p>34～41 略</p> <p>42 <u>提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて、その改善を図ること。</u></p> <p>(1) <u>利用者及びその保護者の意向、利用者の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</u></p> <p>(2) <u>従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</u></p> <p>(3) <u>事業の用に供する設備及び備品等の状況</u></p> <p>(4) <u>関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</u></p> <p>(5) <u>利用者及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</u></p>	サービスの提供	<p>1～32 略</p> <p>33 障害児相談支援事業若しくは障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者等又はこれらの者の従業者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。</p> <p>34～41 略</p>

	(6) <u>緊急時等における対応方法及び非常災害対策</u> (7) <u>サービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</u>
略	

2 医療型児童発達支援

区分	基準
従業員の配置	1 従業員の人数は、次に掲げる従業員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(3) 略 (4) <u>看護職員</u> 1人以上 (5)・(6) 略 2・3 略

略	
サービスの提供	1 1の表サービスの提供の項(第6号から第10号まで、第12号、 <u>第38号及び第42号</u> の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。 2 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額とし、保護者から支払を受ける額は、法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払を受ける障害児通所給付費の額又は <u>法第21条の5の29第3項</u> の規定により市町村から支払を受ける肢体不自由児通所医療費の額をそれぞれ控除した額とすること。 3～6 略 7 法第21条の5の7第11項の規定により市町村から障害児通所給付費の支払を受けたとき及び <u>法第21条の5の29第3項</u> の規定により市町村から肢体不自由児通所医療費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。 8 略

略	

2 医療型児童発達支援

区分	基準
従業員の配置	1 従業員の人数は、次に掲げる従業員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(3) 略 (4) <u>看護師</u> 1人以上 (5)・(6) 略 2・3 略

略	
サービスの提供	1 1の表サービスの提供の項(第6号から第10号まで、第12号 <u>及び第38号</u> の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。 2 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額とし、保護者から支払を受ける額は、法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払を受ける障害児通所給付費の額又は <u>法第21条の5の28第3項</u> の規定により市町村から支払を受ける肢体不自由児通所医療費の額をそれぞれ控除した額とすること。 3～6 略 7 法第21条の5の7第11項の規定により市町村から障害児通所給付費の支払を受けたとき及び <u>法第21条の5の28第3項</u> の規定により市町村から肢体不自由児通所医療費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。 8 略

略	
3 放課後等デイサービス	
区分	基準
従業者の配置	1～5 略
	6 主として重症心身障害児が通う事業所は、第1号の規定にかかわらず、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び看護職員をそれぞれ1人以上置くこと。
	7～9 略
略	
サービスの提供	<u>1の表サービスの提供の項（第19号、第22号、第25号、第35号及び第36号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</u>
略	
4 居宅訪問型児童発達支援	
区分	基準

略	
3 放課後等デイサービス	
区分	基準
従業者の配置	1～5 略
	6 主として重症心身障害児が通う事業所は、第1号の規定にかかわらず、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び看護師をそれぞれ1人以上置くこと。
	7～9 略
略	
サービスの提供	<p><u>1 1の表サービスの提供の項（第19号、第22号、第25号、第35号及び第36号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p><u>2 条例別表第1の3の表サービスの提供の項第9号に規定する点検により、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項については、自ら評価を行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて、その改善を図ること。</u></p> <p><u>(1) 利用者及びその保護者の意向、利用者の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</u></p> <p><u>(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</u></p> <p><u>(3) 事業の用に供する設備及び備品等の状況</u></p> <p><u>(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</u></p> <p><u>(5) 利用者及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</u></p> <p><u>(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</u></p> <p><u>(7) サービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</u></p>
略	

従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれ定める人数とすること。</p> <p>(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障がい児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下この号において「訓練等」という。）を行い、及び当該障がい児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者であること。</p> <p>3 管理者は、利用者の支援に支障がないと認められるときは、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼ねることができること。</p> <p>4 管理者が訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、利用者の支援に支障がないと認められるときは、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の</p>
--------	--

	事業所、施設等の職務に従事させることができること。
サービスの開始	1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。
障害児支援計画	1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 1の表サービスの提供の項（第7号、第19号、第22号、第24号、第25号、第35号、第36号及び第42号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者、保護者若しくは利用者の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示させること。</p> <p>3 1の表サービスの提供の項第6号及び第8号に定めるもののほか、保護者の求めによりサービスの実施地域外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を保護者から受けることができること。</p> <p>4 前号の規定による保護者の支払については、1の表サービスの提供の項第9号の規定に準じること。</p>
記録の作成及び保存	1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

5 保育所等訪問支援

区分	基準
略	
サービスの提供	4の表のサービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。

4 保育所等訪問支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1 1の表サービスの提供の項（第7号、第19号、第22号、第24号、第25号、第35号及び第36号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者、保護者若しくは利用者の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示させること。</p> <p>3 1の表サービスの提供の項第6</p>

略	

	<p>号及び第8号に定めるもののほか、保護者の求めによりサービスの実施地域外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を保護者から受けることができること。</p> <p>4 前号の規定による保護者の支払については、1の表サービスの提供の項第9号の規定に準じること。</p>
略	

別表第2（第3条関係）

区分	基準
従業者の配置	<p>1 事業の種類に応じ、条例別表第1従業者の配置の項及び別表第1従業者の配置の項に掲げる基準を満たすこと。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうちいずれか2種類以上の事業を一体的に行う場合は、一の事業の従業者を一体的に行う他の事業の同じ職務に従事させることができる。</p> <p>2 略</p>
略	

別表第2（第3条関係）

区分	基準
従業者の配置	<p>1 事業の種類に応じ、条例別表第1従業者の配置の項及び別表第1従業者の配置の項に掲げる基準を満たすこと。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援のうちいずれか2種類以上の事業を一体的に行う場合は、一の事業の従業者を一体的に行う他の事業の同じ職務に従事させることができる。</p> <p>2 略</p>
略	

別表第3（第3条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。</p> <p>(1) <u>児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者</u> サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上</p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 <u>前号(1)に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士と</u></p>

別表第3（第3条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。</p> <p>(1) <u>指導員及び保育士</u> サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上</p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p>

	<p>すること。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>
略	
2 放課後等デイサービス	
区分	基準
略	
サービスの提供	<p>条例別表第1の3の表サービスの提供の項及び別表第1の1の表サービスの提供の項（第10号から第12号まで、第19号、第22号、第25号、第35号、第36号、第38号及び第39号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p>
略	
別表第7（第4条関係）	
1 福祉型障害児入施設	
区分	基準
従業者の配置	<p>1 <u>看護職員</u>は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～9 略</p>
略	
2 略	

	<p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p>
略	
2 放課後等デイサービス	
区分	基準
略	
サービスの提供	<p>条例別表第1の3の表サービスの提供の項、別表第1の1の表サービスの提供の項（第10号から第12号まで、第19号、第22号、第25号、第35号、第36号、第38号及び第39号の規定を除く。）及び別表第1の3の表サービスの提供の項（第2号の規定に限る。）に掲げる基準を満たすこと。</p>
略	
別表第7（第4条関係）	
1 福祉型障害児入施設	
区分	基準
従業者の配置	<p>1 <u>看護師</u>は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～9 略</p>
略	
2 略	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、改正後の別表第1の1の表従業者の配置の項第1号(1)及び(2)の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則別表第3の1の表に規定する基準を満たしている基準該当指定児童発達支援事業者については、改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。） は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。		(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。） は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。	
事業	対象者	事業	対象者
略		略	
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成31年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成30年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者
略		略	
風しん抗体価検査	平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）	風しん抗体価検査	平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第32号

鳥取県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立精神保健福祉センター管理規則（平成3年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<p><u>(デイ・ケア通所定員)</u></p> <p>第4条 条例第3条第4号に規定する診療（以下「<u>デイ・ケア</u>」という。）に係る通所定員は、60人とする。</p> <p><u>(デイ・ケア通所の申請及び通知)</u></p> <p>第5条 <u>デイ・ケアを受けようとする者は、デイ・ケア通所申請書（様式第1号）に主治医意見書（様式第2号）を添付して知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定によりデイ・ケア通所申請書の提出があったときは、これを審査し、デイ・ケアに係る通所を承認したときはデイ・ケア通所承認書（様式第3号）により、承認しないときはデイ・ケア通所不承認書（様式第4号）により申請者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(使用料の納付期限等)</u></p> <p>第6条 <u>デイ・ケアの通所に係る使用料は、当該通所の属する月に係る通所日数分をまとめて翌月の15日までに納付しなければならない。</u></p> <p><u>(使用料及び手数料の減免)</u></p> <p>第7条 条例第5条の規定による使用料及び手数料の減免は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている者その他知事が特に必要があると認める者について行うものとする。</p> <p>2 <u>使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、使用料等減免申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>知事は、前項の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは使用料等減免通知書（様式第6号）により、不適当と認めたときは使用料等減免不承認通知書（様式第7号）により申請者に通知しなければならない。</u></p>

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

医療法施行細則の一部を改正する規則

第1条 医療法施行細則（昭和32年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(病院医師宿直免除申請書)</p> <p>第14条 <u>規則第9条の15の2の規定による医師の宿直の免除の申請は、第16号様式の申請書を提出してしなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(看護師の員数の特例の適用に関する届出)</u></p> <p>2 <u>条例附則第3条の規定の適用を受けようとする病院の開設者は、平成30年6月30日までに、規則附則第53条の2第1項の届出を行わなければならない。</u></p> <p>第4号様式</p> <table border="1" data-bbox="242 1417 791 2033"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>上記のとおり病院（診療所、助産所）の開設許可事項の変更を許可して下さるようお願いいたします。</td></tr> <tr><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>開設者住所 (法人のときは主たる事務所所在地)</td></tr> <tr><td>氏名 (法人のときは名称及び代表者職氏名)</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">㊞</td></tr> </table>	略	上記のとおり病院（診療所、助産所）の開設許可事項の変更を許可して下さるようお願いいたします。	年 月 日	開設者住所 (法人のときは主たる事務所所在地)	氏名 (法人のときは名称及び代表者職氏名)	㊞	<p><u>(介護老人保健施設の入所定員数)</u></p> <p><u>第3条の4 条例第3条第2項の規定により既存の療養病床の病床数とみなす数は、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。</u></p> <p>(病院医師宿直免除許可申請書)</p> <p>第14条 <u>法第16条ただし書の規定による許可の申請は、第16号様式の申請書を提出してしなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>第4号様式</p> <table border="1" data-bbox="839 1417 1388 2033"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>上記のとおり病院（診療所、助産所）の開設許可事項の変更を許可して下さるようお願いいたします。</td></tr> <tr><td>昭和 年 月 日</td></tr> <tr><td>開設者住所 (法人のときは主たる事務所所在地)</td></tr> <tr><td>氏名 (法人のときは名称及び代表者職氏名)</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">㊞</td></tr> </table>	略	上記のとおり病院（診療所、助産所）の開設許可事項の変更を許可して下さるようお願いいたします。	昭和 年 月 日	開設者住所 (法人のときは主たる事務所所在地)	氏名 (法人のときは名称及び代表者職氏名)	㊞
略													
上記のとおり病院（診療所、助産所）の開設許可事項の変更を許可して下さるようお願いいたします。													
年 月 日													
開設者住所 (法人のときは主たる事務所所在地)													
氏名 (法人のときは名称及び代表者職氏名)													
㊞													
略													
上記のとおり病院（診療所、助産所）の開設許可事項の変更を許可して下さるようお願いいたします。													
昭和 年 月 日													
開設者住所 (法人のときは主たる事務所所在地)													
氏名 (法人のときは名称及び代表者職氏名)													
㊞													

鳥取県知事 様
注 略
第8号様式
略
上記のとおり病院（診療所、助産所）の開設許可（届出）事項を変更したので、お届けします。
年 月 日
開設者住所 （法人のと きは主たる 事務所所在 地）
氏名 （法人のと きは名称及 び代表者職 氏名）
鳥取県知事 様 （保健所長）

鳥取県知事 様
注 略
第8号様式
略
上記のとおり病院（診療所、助産所）の開設許可（届出）事項を変更したので、お届けします。
昭和 年 月 日
開設者住所 （法人のと きは主たる 事務所所在 地）
氏名 （法人のと きは名称及 び代表者職 氏名）
鳥取県知事 様 （保健所長）

第10号様式
略
上記により専属薬剤師を置かないことを許可して下さるようお願いいたします。
年 月 日
開設者住所 （法人のと きは主たる 事務所所在 地）
氏名 （法人のと きは名称及 び代表者職 氏名）
鳥取県知事 様

第10号様式
略
上記により専属薬剤師を置かないことを許可して下さるようお願いいたします。
昭和 年 月 日
開設者住所 （法人のと きは主たる 事務所所在 地）
氏名 （法人のと きは名称及 び代表者職 氏名）
鳥取県知事 様

第11号様式
略
上記のとおり病院（診療所、助産所）を休（廃）止したので、お届けします。
年 月 日
開設者住所 （法人のと

第11号様式
略
上記のとおり病院（診療所、助産所）を休（廃）止したので、お届けします。
昭和 年 月 日
開設者住所 （法人のと

きは主たる
事務所所在地)
氏名
(法人のと
きは名称及
び代表者職
氏名) ㊞
職 氏名 様

きは主たる
事務所所在地)
氏名
(法人のと
きは名称及
び代表者職
氏名) ㊞
職 氏名 様

第12号様式

略
上記のとおり休止中の病院（診療所、助産所）
を再開したので、お届けします。
年 月 日
開設者住所
(法人のと
きは主たる
事務所所在
地)
氏名
(法人のと
きは名称及
び代表者職
氏名) ㊞
職 氏名 様

第12号様式

略
上記のとおり休止中の病院（診療所、助産所）
を再開したので、お届けします。
昭和 年 月 日
開設者住所
(法人のと
きは主たる
事務所所在
地)
氏名
(法人のと
きは名称及
び代表者職
氏名) ㊞
職 氏名 様

第13号様式

略
上記のとおり開設者が死亡した（失踪宣告を受
けた）ので、お届けします。
年 月 日
届出義務者住所
本人との続柄
届出義務者氏名 ㊞
職 氏名 様

第13号様式

略
上記のとおり開設者が死亡した（失そう宣告を
受けた）のでお届けします。
昭和 年 月 日
届出義務者住所
本人との続柄
届出義務者氏名 ㊞
職 氏名 様

第15号様式

略
上記のとおり病院（診療所、助産所）を2ヶ所
管理することを許可して下さいよう願います。
年 月 日
開設者住所
(法人のと

第15号様式

略
上記のとおり病院（診療所、助産所）を2ヶ所
管理することを許可して下さいよう願います。
昭和 年 月 日
開設者住所
(法人のと

きは主たる
事務所所在地)
氏名
(法人のと
きは名称及
び代表者職
氏名) ㊞
鳥取県知事 様

きは主たる
事務所所在地)
氏名
(法人のと
きは名称及
び代表者職
氏名) ㊞
鳥取県知事 様

第19号様式

年 月 日
職 氏名 様
管理者住所
氏名 ㊞
診療用エックス線装置設置届
下記のとおり診療用エックス線装置を設置したの
で、お届けします。
記
略
エックス線診療室図 略
注 略

第19号様式

昭和 年 月 日
職 氏名 様
管理者住所
氏名 ㊞
診療用エックス線装置設置届
下記のとおり、診療用エックス線装置を設置した
のでお届けします。
記
略
エックス線診療室図 略
注 略

第20号様式

年 月 日
職 氏名 様
管理者住所
氏名 ㊞
診療用エックス線装置に関する変更届
下記のとおり診療用エックス線装置（診療室又は
従事職員）を変更したので、お届けします。
記
略
注 略

第20号様式

昭和 年 月 日
職 氏名 様
管理者住所
氏名 ㊞
診療用エックス線装置に関する変更届
下記のとおり、診療用エックス線装置（診療室又
は従事職員）を変更したのでお届けします。
記
略
注 略

第21号様式

年 月 日
職 氏名 様
管理者住所
氏名 ㊞
診療用エックス線装置廃止届
下記のとおり診療用エックス線装置を廃止したの
で、お届けします。
記
略

第21号様式

昭和 年 月 日
職 氏名 様
管理者住所
氏名 ㊞
診療用エックス線装置廃止届
下記のとおり診療用エックス線装置を廃止したの
でお届けします。
記
略

--	--

第2条 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

第16号様式を次のように改める。

第16号様式

年 月 日

職 氏名 様

管理者 住所

氏名

Ⓜ

病院医師宿直免除申請書

医療法施行規則第9条の15の2の規定により病院に医師を宿直させないことについて次のとおり申請します。

病 院 の 名 称						
開 設 の 場 所						
電 話 番 号						
診 療 科 目						
病 床 数	一般	療養	精神	結核	感染症	合計
	床	床	床	床	床	床
病院に医師を宿直させない理由						
医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	連 絡 体 制					
	連 絡 を 受 け る 医 師 の 場 所					
	医師が適切な診療を行える状態の確保の有無	有 ・ 無				

注 「医師が適切な診療を行える状態の確保の有無」について、「有」とした場合には当該事項が確認できる医療機関内の規程や内規等を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数)

2 鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年鳥取県条例第21号）附則第3項の規定により既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供した場合における当該介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数とする。

鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和37年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(薬局管理者の薬局外の実務従事等の許可)</p> <p>第 3 条 法第 7 条第 3 項ただし書（法第17条第 4 項、第23条の 2 の14第 6 項及び第68条の16第 2 項において準用する場合を含む。）、第28条第 3 項ただし書、第35条第 3 項ただし書、第39条の 2 第 2 項ただし書又は第40条の 6 第 2 項ただし書の許可を受けようとする者は、別記様式第 1 号による申請書を知事（<u>前条第 1 項第 3 号に掲げるものにあつては総合事務所長。第 3 項及び第 4 項において同じ。</u>）に提出しなければならない。</p> <p>2 知事又は<u>総合事務所長</u>は、前項に規定する許可をしたときは、別記様式第 2 号による許可証を交付するものとする。</p> <p>3 <u>前項の許可証の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、速やかに別記様式第 2 号の 2 による申請書を知事に提出して、その書換交付を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>許可を受けた実務に従事する場所の一部において、その実務に従事することをやめたとき。</u></p> <p>(2) <u>氏名又は管理する薬局、店舗、営業所若しくは製造所若しくは許可を受けた実務に従事する場所の名称に変更を生じたとき。</u></p> <p>4 第 1 項に規定する許可を受けた者は、<u>当該許可を受けた実務に従事する場所の全部においてその実務に従事することをやめたときは、速やかに別記様式第 3 号による廃止届に許可証を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>別記様式第 1 号（第 3 条関係） 管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務許可申請書</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>	<p>(薬局管理者の薬局外の実務従事等の許可)</p> <p>第 3 条 法第 7 条第 3 項ただし書（法第17条第 4 項、第23条の 2 の14第 6 項及び第68条の16第 2 項において準用する場合を含む。）、第28条第 3 項ただし書、第35条第 3 項ただし書、第39条の 2 第 2 項ただし書又は第40条の 6 第 2 項ただし書の許可を受けようとする者は、別記様式第 1 号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項に規定する許可をしたときは、別記様式第 2 号による許可証を交付するものとする。</p> <p>3 第 1 項に規定する許可を受けた者は、その実務に従事することをやめたときは、速やかに別記様式第 3 号による廃止届に許可証を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>別記様式第 1 号（第 3 条関係） 管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務許可申請書</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>

上記により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第17条第4項・第23条の2の14第6項・第68条の16第2項において準用する）第7条第3項（第28条第3項・第35条第3項・第39条の2第2項・第40条の6第2項）ただし書の規定による許可を申請します。

年 月 日

住所

氏名

㊞

鳥取県知事 様

（総合事務所長）

別記様式第2号（第3条関係）

鳥取県指令第 号

管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務許可証

氏名

薬局（店舗・営業所・製造所）の名称（法人にあってはその名称）

薬局（店舗・営業所・製造所）の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第17条第4項・第23条の2の14第6項・第68条の16第2項において準用する）第7条第3項（第28条第3項・第35条第3項・第39条の2第2項・第40条の6第2項）ただし書の規定により、管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務を下記のとおり許可する。

年 月 日

鳥取県知事

㊞

（総合事務所長）

記

兼務場所

兼務内容

許可期間

許可条件

別記様式第3号（第3条関係）

管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務廃止届

薬局（店舗・営業所・製造所）の所

上記により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第17条第4項・第23条の2の14第6項・第68条の16第2項において準用する）第7条第3項（第28条第3項・第35条第3項・第39条の2第2項・第40条の6第2項）ただし書の規定による許可を申請します。

年 月 日

住所

氏名

㊞

鳥取県知事 様

別記様式第2号（第3条関係）

鳥取県指令第 号

管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務許可証

氏名

薬局（店舗・営業所・製造所）の名称（法人にあってはその名称）

薬局（店舗・営業所・製造所）の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第17条第4項・第23条の2の14第6項・第68条の16第2項において準用する）第7条第3項（第28条第3項・第35条第3項・第39条の2第2項・第40条の6第2項）ただし書の規定により、管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務を下記のとおり許可する。

年 月 日

鳥取県知事

㊞

記

兼務場所

兼務内容

許可期間

許可条件

別記様式第3号（第3条関係）

管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務廃止届

薬局（店舗・営業所・製造所）の所

在地 薬局（店舗・営業所・製造所）の名称 氏名 兼務許可の場所 廃止年月日 上記により兼務することをやめたので、お届けします。 年 月 日 <div style="text-align: right;">住所 氏名 ㊟</div> 鳥取県知事 様 （総合事務所長） 注 略	在地 薬局（店舗・営業所・製造所）の名称 氏名 兼務許可の場所 廃止年月日 上記により兼務することをやめたので、お届けします。 年 月 日 <div style="text-align: right;">住所 氏名 ㊟</div> 鳥取県知事 様 注 略
---	---

第2条 鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号の2（第3条関係）

管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務許可証書換交付申請書

兼務許可番号及び年月日		
薬局、店舗、営業所又は製造所	名 称	
	所在地	
変 更 事 項	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		

上記により管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務許可証の書換交付を申請します。

年 月 日

住所
氏名 ㊟

鳥取県知事 様
（総合事務所長）

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第35号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和55年鳥取県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第6号（第6条関係） 実地指導員指定申請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>次のとおり実地指導員の指定を受けたいので申請 します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">（電話番号）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>注</p> <p style="text-align: center;"><u>氏名を自署する場合には、押印を省略すること ができる。</u></p>	<p>様式第6号（第6条関係） 実地指導員指定申請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>次のとおり実地指導員の指定を受けたいので申請 します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">（電話 局 番）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>注1 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略すること ができる。</u></p> <p>2 <u>資格の欄は、毒物劇物取扱責任者の資格を有 する者、病虫害防除員、専門技術員、改良普及 員、地方公共団体の技術職員又は農業協同組 合、農業共済組合、森林組合若しくは生産森林 組合の技術職員の別を記載すること。</u></p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。